

沿岸広域振興局長告示第27号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成22年6月1日

沿岸広域振興局長 中 村 一 郎

- 1（1） 道路の種類 県道
- （2） 路線名 田野畑岩泉線
- （3） 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡田野畑村子木屋敷9番3地先から千丈57番1地先まで	新	m 70.5～10.0	m 1,509.0
	旧	25.4～8.0	1,496.0
下閉伊郡田野畑村子木屋敷73番1地先から9番3地先まで	新	34.3～11.5	600.0
	旧	14.8～7.9	584.0

- （4） 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター

イ 期間 平成22年6月1日から同年7月1日まで

- 2（1） 道路の種類 一般国道
- （2） 路線名 455号
- （3） 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡岩泉町釜津田字上栗宿23番41地先から権現国有林550林班地先まで	新	B m 56.8～13.5	m 1,528.7
下閉伊郡岩泉町釜津田字権現45番10地先から権現国有林550林班地先まで	旧	A 177.7～11.2	5,320.6
下閉伊郡岩泉町釜津田字上栗宿23番41地先から権現国有林550林班地先まで		B 56.8～13.5	1,528.7

- （4） 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター

イ 期間 平成22年6月1日から同年7月1日まで